建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和８年８月分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	ＷＴＯ
1	街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託	道路	株式会社建設技術研究所	¥49,984,000	8月4日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－
2	住之江抽水所雨水ポンプ水没に伴う緊急検討業務委託（緊急）	下水道	株式会社東京建設コンサルタント	¥28,182,000	8月13日	地方自治法施行令第167条の２第１項第５号	G11	－
3	令和８年度　みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託	造園	中央復建コンサルタンツ株式会社	¥16,577,000	8月19日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－
4	住之江抽水所雨水ポンプ水没に伴う資料作成業務委託（緊急）	下水道	日本水工設計株式会社	¥28,600,000	8月25日	地方自治法施行令第167条の２第１項第５号	G11	－
5	なにわ大放水路貯留量に係る降雨情報設備設定変更業務委託（緊急）	情報処理	東芝インフラテクノサービス株式会社	¥7,370,000	8月31日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び第５号	G3	－

1

随意契約理由書

1　案件名称

街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

2　契約相手方

株式会社建設技術研究所　大阪本社

3　随意契約理由

本業務は、大阪市域における街路事業の事業評価を行うにあたり、本市の地域特性や事業特性等を踏まえた事業効果を多面的かつ定量的に評価する便益を設定するとともに、その算定手法について検討・提案し、大阪市版の費用便益分析マニュアルとして取りまとめ、これに基づき事業中路線等（計 28 路線）の便益算定を行うことを目的とする。

また、本業務の発注にあたっては全国的に統一された積算基準等がなく、業務内容として地域や事業特性等に応じた効果の設定、調査・検討手法の検討が必要な業務であり、標準的な実施手法等が定められていない業務である。また、地域や事業特性等を踏まえたうえで、的確に事業効果を定量化する手法（費用便益分析マニュアル作成）について提案を求めており、技術力に加えてノウハウや技術的知見、高い情報収集能力が求められる業務である。

以上のことから、本業務は標準的な業務手法が定められていない業務となるため、公募型プロポーザル方式を採用し、専門的かつ高度な知識や経験などを審査のうえ、優れた技術力を持つ契約相手方を選定することとした。

選定にあたり、建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の参加表明者が契約予定者として特定された。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

建設局道路河川部街路課　（電話番号 06-6615-6745）

2

随意契約理由書

1　案件名称

住之江抽水所雨水ポンプ水没に伴う緊急検討業務委託（緊急）

2　契約相手方

株式会社　東京建設コンサルタント

3　随意契約理由

本件は、令和８年６月 26 日に発生した大雨により住之江抽水所の雨水ポンプが水没し、本市南部地域の浸水被害を軽減する施設である「なにわ大放水路」の排水機能が著しく低下したことを受け、緊急的な浸水軽減対策を検討するものである。

現在、雨水ポンプが機能しないため、なにわ大放水路に貯留した雨水を速やかに排水できない状況となっており、次に発生する降雨時には周辺地域における浸水リスクが著しく高まることが懸念される。このまま対策を講じなければ、市民の生命及び財産に重大な被害を及ぼす恐れがあることから、緊急で業務に着手する必要がある。

本業務は、既存のシミュレーションモデルを用いて、住之江抽水所雨水ポンプの機能が低下した状態の解析を速やかに実施し、緊急的な浸水軽減対策案を検討するものである。業務の履行に当たっては、当該モデルの構造を理解した上での迅速な修正及び解析が必須であり、短期間で確実に成果を得るためには、当該モデルを用いた類似案件を直近で履行した事業者を選定する必要がある。

以上を踏まえ、当該モデルを用いた類似案件を現在履行中または前年度に完了している事業者に対し比較見積を実施し、最も安価な価格を提示した事業者と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に基づき、随意契約を行うものとする。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号

5　担当部署

建設局下水道部調整課（事業計画担当）（電話番号：06-6615-7596）

3

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託

2　契約相手方

中央復建コンサルタンツ株式会社

3　随意契約理由

本市では、都市の魅力向上や地域コミュニティの活性化を目的とし、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を試行的に進めており、公園を活用する市民や民間事業者等（以下「プレーヤー」という。）を募集してプログラムを実施している。

本業務は、令和７年度に行った検討業務や万博連携事業で行った公園活用プログラムの実施におけるサポーターによる支援に関する検証をもとに、小規模公園での持続的な公園活用の展開に向けて、本事業におけるプレーヤー、町会等の地域団体、サポーターとなる企業等と関わりを持つ中でプログラムを継続できる新たなモデルについて検討し、プログラム実施に向けてコーディネートを行い、検証を行うものである。多様な主体との連携により新たなモデルづくりを行うためには、業務着手当初から課題解決を見据えた効果的なコーディネートの提案を行う能力が必要である。さらに、サポーター支援の仕組みの実装にはプレーヤーやサポーターのニーズを的確に把握し仕組みづくりを行う必要があるため、高い課題解決力が必要である。また、プレーヤーやサポーター、地域の特性は多岐にわたるため、それらをコーディネートするためには、民間事業者の知識や経験を踏まえた独創的な提案が必要である。

上記を踏まえ、建設局入札契約に関する学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、中央復建コンサルタンツ株式会社が契約相手方として最適であるとの見解を踏まえ、中央復建コンサルタンツ株式会社と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

建設局公園緑化部調整課公園活性化担当　（電話番号 06-6615-6768）

4

随意契約理由書

1　案件名称

住之江抽水所雨水ポンプ水没に伴う資料作成業務委託（緊急）

2　契約相手方

日本水工設計株式会社

3　随意契約理由

本件は、令和８年６月 26 日に発生した大雨により住之江抽水所の雨水ポンプが水没に伴い機能停止したことを受け、応急復旧及び本復旧等を災害復旧事業として対応するため、原因究明及びその内容を踏まえた災害査定の資料等を緊急的に作成するものである。

現在、雨水ポンプが機能しないため、なにわ大放水路に貯留した雨水を速やかに排水できない状況となっており、次に発生する降雨時には周辺地域における浸水リスクが著しく高まることが懸念される。このまま対策を講じなければ、市民の生命及び財産に重大な被害を及ぼす恐れがあり、ポンプ室の排水完了後、必要な対策を早急に講じることができるよう原因究明を早急に進めなければならない。また、原因究明と平行して、災害査定（応急仮復旧検討）に向けた資料作成等を緊急に着手する必要がある。

本業務の履行に当たっては、令和７年３月 17 日付けで公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会と締結した「災害時における災害復旧業務に関する協定」に基づき支援協力要請を行い、大規模なポンプ場の災害査定にかかわる資料作成が履行可能な会員の推薦を受けた。

推薦を受けた会員のうち、ヒアリングにより、緊急で業務着手が可能であることを確認した３者に対し比較見積を実施し、最も安価な価格を提示した会員と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に基づき、随意契約を行うものとする。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号

5　担当部署

建設局下水道部下水道課（電話番号:06－6615－7878）

5

随意契約理由書

1　案件名称

なにわ大放水路貯留量に係る降雨情報設備設定変更業務委託（緊急）

2　契約の相手方

東芝インフラテクノサービス 株式会社

3　随意契約理由

本業務委託は、令和８年６月 26 日に発生した大雨により住之江抽水所の雨水ポンプが水没し、本市南部地域の浸水被害を軽減する施設である「なにわ大放水路」の排水機能が著しく低下したことを受け、市民の自助による防災行動を支援するため、現状の公開情報では確認ができない「なにわ大放水路」の貯留量等を市民が向けにリアルタイムで確認できるよう、降雨情報設備（以下、本設備という。）のプログラム等の変更を行うものである。

現在、雨水ポンプが機能していないため、「なにわ大放水路」に貯留した雨水を速やかに排水できない状況にあり、次に降雨が発生した場合には周辺地区の浸水リスクが著しく高まることが懸念され、市民の生命及び財産に重大な被害を及ぼす恐れがある。このため、市民が避難の判断や土のう設置等の浸水対策を適時に講じられるよう、「なにわ大放水路」の貯留状況を速やかに把握できる情報を提供する必要があることから、緊急に業務を開始する必要がある。

今回プログラム等の設定変更を行う本設備は、レーダ雨量計および地上雨量計による降雨の現況、ポンプの運転状況、幹線貯留の水位等を収集して本市職員等に配信するとともに、市民向けに降雨現況や雨水ポンプの運転状況を提供するものであり、株式会社 東芝が独自技術により設計製作したものである。設定変更を行った後も、その性能を維持・継続するためには同社保有の技術に基づく対応が必要であり、あわせて、設定変更後の一貫した責任体制の確保および性能保証を持たせる必要がある。このため、本業務を適切に実施できる業者は、株式会社 東芝から移管を受け、かつ本設備の技術に精通している東芝インフラテクノサービス 株式会社のみであることから、同業者と随意契約を行う。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項 第２号及び第５号

5　担当部署

建設局　下水道部　施設管理課　（電話番号：06-6615-7179）